# 仙台地方裁判所委員会(第1回)議事概要

- 1 開催日時
  - 10月27日(月)午後1時30分~午後4時15分
- 2 場所

仙台地方裁判所第5会議室

- 3 出席者
  - (委員)阿部友康,阿部宮子,伊藤紘基,大村昌枝,長田洋子,倉持清子, 黒沢 淳,小林伸一,佐藤孝明,鈴木忠夫,須藤 力,千葉勝郎, 中村光伸,原 征明,森田直子(五十音順,敬称略)

(庶 務)品川総務課長,石山総務課課長補佐

(説明者)佐藤民事首席書記官,川合刑事首席書記官,鎌田事務局長,菊池事務局次長

- 4 議事( 委員長, 委員, 説明者)
  - (1)仙台地方裁判所長あいさつ
  - (2)委員自己紹介
  - (3)委員長の選任

委員長の職責を考えると,裁判所長の千葉委員を推薦したい。 異議なし。

千葉委員が,委員長に選任された。

(4)委員長代理の指名

伊藤委員が,委員長から委員長代理に指名された。

(5)説明者の出席

本委員会に説明者の出席をさせたい。

異議なし。

説明者(民事首席,刑事首席,事務局長,事務局次長)が入室し,自己紹介を した。

(6)議事運営事項

ア 委員会の招集

「委員長は,委員会を招集し,委員会の議長となる。」ことについての異 議はないか。

異議なし。

イ 委員会の開催

「委員会の開催は,年複数回とし,開催期日は委員会において決定する。 ただし,臨時に委員会を開催することもできる。委員会の議決に基づき仙台 家庭裁判所委員会と合同開催することができる。」以上の事項について異議 がないか。 異議なし。

### ウ 裁判所職員の出席

「委員長は,裁判所職員を委員会に出席させ,説明または意見を求めることができる。」ことについて異議はないか。

異議なし。

## 工 議事

「諮問事項以外の議事は,委員長が委員の意見を聴取の上で設定する。」 ことについて異議はないか。

異議なし。

## オ 議決

「議決を要するような場面において,過半数の委員の出席した委員会において,その出席した委員の過半数で決し,可否同数の場合は,議長が決する。」 ことについて異議はないか。

異議なし。

#### カ 部会の設置

「委員会の議決により,委員会内に民事部会,刑事部会,簡裁部会を置く。」 ことができるというものであり,事項によって,例えば民事の問題であれば, 委員の中の何人かに部会に属してもらって検討するというものであるが,異 議はないか。

異議なし。

#### キ 議事の公開

「委員会は,出席委員全員の同意があるときは,議事の全部または一部を公開することができる。委員会の議事概要は各委員に配布するとともに,仙台地方裁判所ホームページに登載する。ただし,議事概要の全部または一部を公開しないことができる。」ことについて異議はないか。

議事概要をホームページに登載することについては異議はない。その際,名前を明記するのか,あるいは仮名にするのか確認させていただきたい。

名前を特定しない形の方が発言しやすい。

委員会の設置目的が委員からの自由な意見を出してもらう場ということであれば,名前は特定されない方が発言しやすい。

議事概要となれば要約なので、要約の仕方によっては誤解を受ける点があるので、名前は原則的には出さない方が良い。

名前は出さない方が,積極的な意見展開ができる。名前は出なくても,概要は周知できるのではないか。

概要をまとめるには,委員が特定されないような形にまとめるという意見が 多いが,ほかに意見はないか。 議事の概要の公開の部分は、議事そのものではないので、概要にどういうものが盛り込まれるかなどを委員がチェックできないことになるのか。

事務局で概要をまとめ,委員の皆さんに配布し,ご意見をいただいてからホームページに登載するという手順でよろしいか。

異議なし。

裁判所には,議事録は作成されると思われるが,概要は,かなり,アバウトな,要は結論はこういうものがきちっと決まりましたというのは当然載せることになると思うし,テーマによって異なると思うが,その中の議論としてはこういうような意見もありましたという程度のものにすることではどうか。

本日の議事についても、概要をまとめさせていただくので、それについての ご意見をふまえて、どういうまとめ方が良いのか模索していきたい。委員会の 概要を個人名を出さないということでホームページに登載することについて、 ご了解ということでよろしいか。

異議なし。

確認事項として議事録に残すことにする。

ほかに,ご意見はないということであれば,議事運営事項については,提案(内規案)どおりということでよろしいか。

異議なし。

## (7)意見交換

テーマ「裁判所がなすべき国民に対するアプローチについて」

テーマについての意見並びに裁判所及び裁判に対する感想

一般的に裁判の結果が出るまで時間がかかるイメージがある。待っているの に疲れてしまう。迅速な裁判が課題だと思っている。

国際化のため,外国人事件が多くなっていることと,企業の倒産事件などで時間がかかる事件が多くなってきているという感じがある。今後,ますます迅速で的確な裁判が望まれるし,的確な判決が望まれる。

個人的には,裁判は最後の手段として考えている。こういう委員会になると 裁判をスピーディにということが言われるが,スピーディであればそれだけで 良いというものではないとも思う。

裁判迅速化法が7月に成立したが,その中で,地方裁判所の事件は2年以内に判決,2年以内のできるだけ早い期間でやりなさいという規定になっており,その法律をきちんと守るべく努力をしているところである。

裁判は,お金はかかるし時間もかかる,手続も煩わしい,面倒なので,できれば避けたい,最後の手段と思っていた。今は裁判所が,どんどん利用してくださいと言っている。しかし,気軽に利用して訴訟社会のようになるのも考え物である。また,インターネットや携帯電話を使った新しい犯罪がどんどん起

きる世の中になって,規制緩和して事後チェックすればよいという対応には疑問を感じている。裁判所も行政等とタイアップして予防型に力を入れてもらいたいということも考えている。

司法制度改革の発端の話のようになるが,事後チェック型の社会になって司法に対する需要が増えると,現在の司法では,物的,量的に足りない,人を増やしてもっとしっかりした組織を作れという形になる。

裁判所の実態を国民に対して、こういう実態でパンクしそうだとか、もっと利用してくださいというアプローチが足りない。警察もどんどん警察官を増やしているというが、裁判所は訴訟が増えて対応しきれないから、人を増やそうとしているのか、その辺を正直に出していただきたい。

実際問題として,世の中の紛争を,裁判所が一手引受けということは到底無理な話であるが,紛争解決を,裁判所だけではなく社会のいろいろな機関が分担し,ぎりぎり最後のところは裁判所が引き受けるということになれば,委員の意見と結びつくのではないか。

裁判所以外の紛争処理機関の充実,行政機関での適切な指導が一つの解決の 方策であるとも思っている。

実際の仕事の中でお客とのトラブルは相当ある。その解決の方法として,あらかじめ資料としていただいている調停手続等のパンフレットは,良いものなので,裁判所に置くだけでなく,一般に露出していくようなことを考えられてはいかがか。

紛争の相談を受けていると,どこに行ったら良いかわからない,いろいろたどってやっと弁護士のところに来るという例が多いのではないか。これは,紛争解決の方法についての広告,宣伝が足りない。次に解決のための費用,時間が分からないということもある。これもやはり裁判所に対する注文でもあると思われる。

民事事件の全国的な平均審理期間が地裁は8.3ヶ月という数字があるが, 平均であり, 長くかかっているのもあるので, これが迅速という要請から見たときにどうかなという問題はある。簡裁は, 平均して2ヶ月, 特に低額の場合の特別の手続である少額手続訴訟は, 1.6ヶ月で判決までしているので, 迅速の要請に沿っているかなと思っている。これは, 統計なので, 中には長くかかっている事件もあり, そのような事件の印象が大きく, 裁判は時間がかかっているという結論になってしまうのかなと推測ができる。しかし, 平均審理期間はだんだん短くなってきており, この辺は裁判所の努力を評価していただきたい。刑事事件の平均は, 大体3ヶ月から4ヶ月の間で推移しているが, いろいるな要素があり, これ以上の迅速化は難しいと思われる。

破産事件の集団説明会が開かれるようになったということであるが、行政機

関あるいは消費者センターへの情報提供がなかった。行政の窓口相談機関の連絡協議会のようなことをしているが,それに裁判所が出席していただいて,そのような情報提供をしていただければありがたい。

これまで実績のある,そういう連絡協議会などに出席させていただくというのが,広報活動としてはやりやすいと思われる。その関係も検討してみたい。

有益なリーフレットをたくさんいただいたが,これを紙ベースでなくインターネットで見ることができるようにならないか。

裁判所で発行しているリーフレットの中では,裁判所ナビが法廷の様子が分かって,非常に良いと思った。

リーフレット類は,裁判所だけではなく,銀行の窓口,消費者関係,インターネット等で周知する必要がある。企業でも,新たな商品,サービスを考えて周知するには,結局CMであり,テレビ,新聞に出すとかしないと,結局,企業まで来ない人には分からないということになってしまう。裁判所も同様で,打って出ようと思えば,金はかかるがそのようことになるのだろうと思われる。

リーフレット類は,弁護士会,司法書士会,商工会議所,消費者センター, 宮城県,仙台市,管内市町村,警察,労働基準監督署等の機関に置いていただ いている。

裁判所がいろいろPRの努力をしていることは分かったが、その取組がなかなか伝わって来ない。もっと工夫の必要があるのではないか。

DV関係の連絡協議会には,裁判所も出席させていただいている。そのような窓口関係の対応で,行政機関の連絡協議会があれば,裁判所としてそこに出させていただくのも良い方法ではないかと考えられる。

リーフレットは大変分かりやすいものがあるが,具体的な話になったときに どこから入っていけば良いのか分からない。事例から引けるような手引があれ ば便利である。

例えば,裁判に関する申請書をインターネットを利用して手に入れようとしても,最高裁のホームページから入っていかないとそれができないようになっている。やはり最高裁は身近な裁判所にはなりにくいと思うので,身近な地裁のホームページからの方が近寄りやすいと思う。

相談者に裁判所のリーフレットを渡すが,地図の記載がないので,場所が分からないということがある。そのような案内もリーフレットに付けていただければ,裁判所まで,間違わずに行けると思う。

リーフレットが,最高裁で作成しているのであれば,各庁で地図を印刷できるような余白を作れば良い。

今は,インターネットを使った手法は,逆に関心を持たれない。リーフレット等の方がむしろ,逆手を打つ,アピールするには良いのではないか。

インターネットを利用している人は、情報の集め方を知っており、ほうっておいても自分で探せるが、例えば外国籍配偶者などはさまざまな問題を抱えており、このように本当に情報を必要としている人々は同時に情報弱者でもあるため、リーフレット、パンフレットが効果的であり必要である。情報弱者が問題解決のために行きやすい場所、そこに行けば何か情報が得られる場所等、リーフレット類の情報の設置場所にも一工夫して欲しい。

労災保険給付の請求書の記載例などについては,英語,中国語,ポルトガル語,ハングル語等何種類か作って,準備はしている。

周知広報に関して,電話帳の生活情報をまとめているようなページに掲載することによって,利用者が増えるという印象はある。

アクセスをどういうふうにして確保するか,どうやって提案するかは,みんなで協力してやることになると思うが,それをどういう方法でやるのが効率的かということになる。問題は,そもそも入り口が分からない,もっときちっと情報を提供して来ていただく,そういうアクセスのポイントをきちっと確保しておくことの努力をする必要がある。例えば,相談会を開催する時は,事前にハローページに広告を出したり,市町村の広報誌に掲載していただいたり,商工会議所にポスターを貼らせていただく等の努力が必要である。

# (8)次回期日等

平成16年2月23日(月)午後1時30分

(場所)仙台地方裁判所第5会議室

(予定)次回テーマ「国民の司法参加」「外国人事件の状況」